

# 身体拘束最小化のための指針

## 1. 身体拘束最小化に関する理念

身体拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を拒むものです。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、医療・看護の提供実施に努めます。

## 2. 身体拘束最小化に関する基本的な考え

患者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を行わない。

- ① 身体拘束廃止に向けて常に努力をする。
- ② 身体拘束を許容する考え方はしない。
- ③ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ④ 患者の人権を最優先する。
- ⑤ 身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる。
- ⑥ やむを得ない場合、患者、家族に丁寧に説明を行って身体拘束を行う。
- ⑦ 身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らない。

## 3. 身体拘束の最小化のための基本方針

### (1)身体拘束の原則禁止

身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為に当たるものとして以下の 11 項目が該当します。(参考資料：厚生労働省 「身体拘束ゼロへの手引き」より)

- ① ひとり歩きしないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。病衣などに装着する離床センサー（転倒むし）。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開ける事の出来ない部屋に隔離する。

## (2)身体拘束の対象とはしない具体的な行為

- ① 整形外科疾患の治療であるシーネ固定等
- ② 身体拘束をせず患者の転倒や離院（離棟）等のリスクから守る事故防止策（離床センサー）
- ③ 背もたれがあっても姿勢を保持することが不可能な方に対し、車椅子乗車時のベルトの使用

## (3)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、下記の3要件を全て満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

|      |                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------|
| 切迫性  | 患者本人又は他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと                       |
| 非代替性 | 身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する看護方法がない事                              |
| 一時性  | 身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること<br><br>(中心静脈カテーテル・気管切開カニューレ挿入中は除く) |

## (4)向精神薬の適正使用について

不眠時や不穏時の薬剤指示は担当医師の判断にて対応する

## 4. 身体拘束最小化のための組織体制

### (1) 身体拘束最小化チームの設置

当院では、身体拘束を最小化することを目的として、医療安全委員会の中に「身体拘束最小化チーム」(以下チーム)を設置する。チームは医療安全委員会の下位組織と位置付ける。

#### A) チームの構成

医師・薬剤師・看護職員・リハビリ職員・事務員をもって構成する。

#### B) チームの役割

- ① 身体拘束最小化のための指針・マニュアルを定期的に見直し職員へ周知
- ② 身体拘束最小化を目的とした職員研修（年1回以上）の企画・推進
- ③ 身体拘束の現状把握及び改善に向けての検討

- ・身体拘束患者数、身体拘束率

- ・ラウンド               :   水曜日/週     14:00～

- ・カンファレンス:   第3 水曜/月   16:30～

- ・実施記録           :   カンファレンスシート+ラウンド表   に記載  
                              ※診療録に綴じ職員と情報共有する

- ・月間活動は、医療安全に報告する

## 5. 指針の閲覧

当院の身体拘束最小化に関する指針は、当院マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とするほか、患者、ご家族様がいつでも閲覧できるようにします。

2024/5/10 作成

2024/7/18 一部改正

2025/4/24 一部改正